

〔４〕権利擁護支援の担い手育成

〔論点〕

- (1) 権利擁護支援の担い手を育成する意義
 - 1) 住民参加による権利擁護支援の意義
 - 2) 住民による権利擁護支援の参画方法
 - 3) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク
- (2) 法人後見専門員、法人後見支援員（法人後見サポーター）の確保・養成
 - 1) 担い手の確保及び養成の体制
 - 2) 社会福祉法人への役割（期待）
- (3) 京都府内法人後見実施体制にかかるシンクタンク機能

(1) 権利擁護支援の担い手を育成する意義

1) 住民参加による権利擁護支援の意義

誰もが住み慣れた地域でその人らしい豊かな人生を送るうえで、人びとが成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の仕組みを広く利用することができるよう、権利として保障されなければなりません。そのためには、誰もが権利擁護について学ぶ機会が保障され、地域全体の理解と協力による地域づくりが大切です。そして、権利擁護支援の担い手の確保と養成が欠かせません。

権利擁護支援に住民が参加することによって、本人は専門職による専門的な支援に加えて、普通に暮らす地域住民が友人や知人の立場で本人と対等な目線で関わる機会となって、より人間関係の豊かさや広がりが期待できます。また、地域住民にとっても、権利擁護の意味や必要性を主体的に理解する機会となり、権利擁護支援の地域連携ネットワークが地域住民に広く理解や支持されることにより、充実につながるものと考えられます。

2) 住民による権利擁護支援の参画方法

成年後見制度利用促進基本計画のなかにおいても、市民後見人の活躍が期待されており、その社会的意義は大変大きいと言えます。しかしながら、一市民の立場で単独の後見人として任務を引き受けるのは負担が大きいことも現実です。このため、中核機関を中心に社協や専門職などによる市民後見人の活動支援の充実・強化が必要とされています。

さらに、過疎地域での人材確保が困難であることなどを考慮に入れると、住民参加による権利擁護支援のスタイルは、市民後見人活動に限るのではなく、参加方法の選択肢を多様にする必要があります。たとえば、地域福祉権利擁護事業の生活支援員は一般市民の方が多く担っており、専門員の指導や助言を受けながら支援活動を展開しています。法人後見活動も

同様であり、法人後見専門員の指導や助言を受けながら法人後見支援員（法人後見サポーター）として、地域住民が権利擁護支援の役割を担い活躍することができる重要な機会となることから、法人後見を実施する意義・役割は、市民が権利擁護支援に参加しやすい登竜門の1つと位置付けることができます。

3) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

京都府内の社協は、社会福祉法人、民生児童委員、介護サービス提供機関、障害福祉事業所、社会福祉士などの専門職等の福祉分野に限らず、法律専門職、金融機関、教育機関、商工団体等、分野横断による住民主体の福祉のまちづくりや要配慮者の見守り支援ネットワークに取り組んでいます。このネットワークを、京都府内では「絆ネットワーク」と称して取り組んでいるところですが、権利擁護支援の地域連携ネットワークと重ね合わせていくことが大切です。権利擁護支援の地域づくりは、市町村における包括的な相談支援体制の構築とともに、当事者・住民による「参加支援」、「地域づくり」など地域共生社会の実現に直結すると言えます。

(2) 法人後見専門員、法人後見支援員（法人後見サポーター）の確保、養成

1) 担い手の確保及び養成の体制

市町村社協（社会福祉法人）が単独で法人後見を実施する体制が整っている場合でも、必ずしも、担当職員や支援員の養成に向けた研修や事例検討などの資質向上の機会が十分に保障されているとは言えない状況です。

このため、法人後見支援に携わる法人後見専門員及び法人後見支援員（法人後見サポーター）の「養成」は、市町村域を超えて広域的に実施することが期待されています（第二期成年後見制度利用促進基本計画）。

そこで、関係機関・団体や各専門職団体の協力を得ながら、法人後見担当職員や支援員の養成について、広域社協として京都府社協が役割を担うこととし、実施に向けた準備を行う必要があります。

さらに将来的には、法人後見支援員（法人後見サポーター）としての実践経験を蓄積し、市民後見人の活動に発展させることも視野に置くことができます。市民後見人を養成する場合は、従来の市町村単位の取り組みに限らず、養成研修の開催等について広域実施することが期待されています。

なお、法人後見専門員及び法人後見支援員（法人後見サポーター）の「確保」は、各市町村の取り組みに委ねることになりますが、確保の方法について協議の場を設けることや、広

域による広報体制を講じることが考えられます。

2) 社会福祉法人への役割（期待）

社会福祉法人は、その法人組織の公益性や非営利性の性格に照らして「地域における公益的な取組」を実施することが求められています（社会福祉法 24 条 2 項）。地域における権利擁護支援は、地域における公益的な取組の一つです。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉有資格者や対人援助スキルを持つ職員が多く在籍していることから、権利擁護支援の担い手の確保や養成の面からの社会福祉法人の地域貢献としての協力が期待されます。

（3）京都府内法人後見実施体制にかかるシンクタンク機能

京都府社協は、上述の法人後見実施にかかる養成研修や事例検討会などの実施による人材育成の面で広域的な役割を発揮することが期待されています。また、法人後見業務のスキル向上として、法人後見の運用に関するマニュアル・参考様式（帳票）などのデータベース化、専門職の協力を得て複雑な生活問題への対応に関する専門相談スーパーバイズ体制の構築などが考えられます。京都府全域の法人後見実施体制の底上げを図るシンクタンク機能を持つセンター化が必要ではないかと考えています。

〔5〕 財源確保と後見報酬のあり方

〔論点〕

- (1) 低所得、資産を保有しない利用者への支援
- (2) 持続可能な法人後見推進体制構築のために必要な財源確保
 - 1) 公的財源の確保
 - 2) 社会福祉法人による地域公益活動
 - 3) 民間財源の活用

(1) 低所得、資産を保有しない利用者への支援

生活保護世帯のほか、生活保護世帯以外の低所得世帯で資産を十分に保有していない方も、安心して権利擁護支援（法人後見支援）を利用できるようにする必要があります。後見報酬をねん出することが困難な方への後見報酬の助成のあり方について、早急な成年後見制度利用支援事業の充実が求められます。

(2) 持続可能な法人後見推進体制構築のために必要な財源確保

財源確保は、後見報酬のほか、概ね3つの方面から確保をすることが考えられます。

1) 公的財源の確保

京都府社協が法人後見を実施する場合に、京都府内市町村、京都府による財政支援等のあり方についての検討が必要です。特に、生活保護利用者や生活困窮状況にある人への支援、専門職単独での実施や複合的な課題を抱えるなど要保護性の高い方への支援は、公的責任による支援の必要性が高く、成年後見制度利用支援事業の充実をはじめとする早急な公的助成制度の整備が不可欠です。

2) 社会福祉法人による地域公益活動

社会福祉法人は地域貢献を果たす役割・使命を持っており、権利擁護支援を地域公益活動の一つと位置づけることにより、法人による活動財源の拠出の可能性について検討をいただくことを働きかけます。

3) 民間財源の活用

広く府民の権利擁護支援にかかる理解や支持、協力を求める観点から寄付を広く募ることや休眠預金の活用の研究、企業等からの寄付や基金の仕組化などに取り組む必要があります。

〔6〕社会福祉法人（福祉サービス提供機関）による法人後見推進と利益相反問題対応

〔論点〕

- (1) 社会福祉法人が権利擁護支援に関わる意義の理解促進
 - ・ 地域公益活動としての権利擁護支援への社会福祉法人の参画
 - ・ 社会福祉法人の持つ対人援助スキルの提供
 - ・ 法人職員のモチベーションやスキルを高める機会
- (2) 具体の検討の進め方及び利益相反問題対応

(1) 社会福祉法人が権利擁護支援に関わる意義の理解促進

法人後見に取り組む社会福祉法人は全国的にも限られており、京都府内においても社協以外の社会福祉法人による法人後見実施は確認できていません。社会福祉法人は地域公益活動に積極的に取り組むことが責務とされており（社会福祉法 24 条 2 項）、法人の対人援助専門スキルを活かして、権利擁護支援の担い手として地域における法人後見実施に参画することが期待されます。

今後、京都府社協は社会福祉法人関係組織（京都府社会福祉法人経営者協議会、京都府社会福祉施設協議会、各種別協議会等）との協議を十分に積み重ねて、社会福祉法人による法人後見の可能性、権利擁護支援の取組についての考え方の整理や方向性を検討する必要があります。

社会福祉法人は、その提供する日常的な生活支援サービスを通して、本人の生活状況や望んでいること、家族の希望などを普段において把握しやすい立場であり、法人職員が直接的に権利擁護支援に関わることによって本人の生活の質の向上が期待されます。

また、当該法人職員にとっても、相談援助の職務の幅を広げる機会となり、業務のやりがい（モチベーション）やスキルアップの機会につながることから、法人経営において職員への定着支援の効果も期待されるところです。

(2) 具体の検討の進め方及び利益相反問題への対応

社会福祉法人が、権利擁護支援や法人後見に参画するための具体的な方法や活動の範囲などについてはさらなる研究が必要です。法人の日常的な業務遂行のなかで課題となっている権利擁護の問題について、具体的な事例の把握や分析を行うなどケーススタディを重ねることからスタートさせる必要があります。

特に、契約により福祉サービスを日常的に提供する社会福祉法人が、同時に利用者の後見等を引き受ける場合、法的に「利益相反」が発生する可能性が生じます。

この点、社会福祉法人の運営は、株式会社等一般の民間法人とは異なり、公益性や非営利性など公的な性格が強いことから強い公的規制を受けています。監督官庁（所轄庁）による厳格な指導・監査が行われ、法人として遵守すべき事項について運営実態の確認が行われることになっており、法人運営の適正さが担保されていると言えます。

そこで、社会福祉法人による法人後見の実施を、利益相反の問題に関連させて形式的な論理により一律に消極的に捉えるのではなく、利用者、家族、法人職員にとってのそれぞれの意義を評価するとともに、法人後見実施により予測される課題やリスクを検討し、個別ケース毎に検討する視点が大切です。

たとえば、①京都府社協が後見監督人となる方法（民法 849 条、851 条）、②当該法人と京都府社協と共同法人後見を実施して支援の内容に応じて役割分担する方法などが考えられます。

併せて、地域福祉権利擁護事業についても、生活支援員の確保など人的体制の確保が困難となっている地域があります。社会福祉法人の関係職員が、地域福祉権利擁護事業の支援業務の一部を担うことができるかについて、全国動向を視野に置きながら検討していく必要があります。

〔7〕 権利擁護支援メニューの総合化

〔論点〕

- (1) 権利擁護支援の総合化
- (2) 法人による任意後見契約
 - ・ 法人による任意後見契約の締結の推進
 - ・ 任意後見契約後の見守り支援と確実な発効手続につなげる仕組み化
 - ・ 任意後見契約発効後の監督体制
- (3) 多様な権利擁護支援メニューの整備
 - ・ 遺言による預託指示、遺言執行者の指定の支援、後見信託制度の活用
 - ・ ライフデザインノート
 - ・ 死後事務委任契約
 - ・ 居住支援（身寄りのない人への支援）、身元保証
 - ・ 簡易な金銭管理支援

(1) 権利擁護支援の総合化

本人が主体的に自らの意思で自ら望む生活を地域で送ることができるように、多様化する権利擁護ニーズに十分に応える取り組みが必要です。

地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度による支援が途切れることのないように運用の改善を図ることが大切です。そして、本人の意思決定支援を充実させるため、本人のニーズに基づき最適な支援が提供できるよう、任意後見制度の活用やその他の多様な支援メニューを準備・開発することが必要です。併せて、本人の心身の状況が悪化する状況に至る前に、本人意思を十分に確認するための仕組みを講じることが大切です。

(2) 法人による任意後見契約

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「優先して取り組む事項」の1番目に、「任意後見制度の利用促進」を基本方針として掲げています。「任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進める」ものとされており、法人による任意後見契約の締結を推進する必要があります。

また、任意後見契約締結後、法人が見守りや日常生活支援の提供、アウトリーチ支援、定期的な評価（モニタリング）を継続実施することにより、本人の判断能力低下などの状況が生じた場合に、切れ目なく適切に任意後見制度利用開始（発効）手続につなげる仕組みが必要です。加えて、市町村社協（社会福祉法人）による任意後見が開始する場合には、京都府社協が「任意後見監督人」として役割を発揮する体制を整えることが必要です。

(3) 多様な権利擁護支援メニューの整備

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度及び任意後見制度の公的な権利擁護支援制度のほか、関連領域の制度の積極的な活用や、本人に、きめ細やかに必要な支援を届けるための仕組みを整備する必要があります。

具体的な例として、下記のようなものが考えられます。

- 1) 遺言による預託指示、遺言執行者の指定の支援、後見信託制度の活用など
- 2) ライフデザインノート等による意思表示のサポート、ライフデザインの支援
- 3) 死後事務委任契約の支援（公正証書や法律専門職チェックによる公正・安全な契約）
- 4) 身寄りのない人への居住支援、身元保証
- 5) 簡易な金銭管理支援（判断能力の不十分さはないが、不安を感じる場合など）

多様な権利擁護支援メニューは、本人が地域生活を送るうえで、身近な市町村において整備、充実が図られるべきです。京都府社協は、これらの仕組み化に向けて情報提供や検討・協議の場を設けるなどバックアップする役割が期待されています。

4. 検討会コアメンバー委員コメント

生活支援の社会システムの構想 --- 京都府社会福祉協議会に期待する

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会

座長 小賀野 晶一

本報告書は「京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会」における検討成果です。本検討会は別掲のメンバーによって構成され、京都府の各地域における生活支援のあり方について、地域の実態を考慮し、関係機関・関係者のヒアリング及び各種調査のそれぞれの結果を基礎にして、実証的、帰納的に検討しました。ヒアリング及び調査の対象は府下の典型事例を中心に全国の先進事例にまで及びました。

本報告書は法人後見のあり方について、日常生活自立支援事業をベースにしてこの事業と成年後見制度を一体的に位置づけました。これは生活支援に関する社会システムとして隙のない濃密な支援を可能にし、地域の人材と既存の制度を最大限に活用することをめざしています。このようにして、地域において生活支援を必要とする人々と制度利用者の利益を図ることは、地方自治の本旨に沿うものです。本報告書が提示する社会システムは、利用のし易さを重視します。社会システムは複雑化を避け（屋上屋を重ねることなく）、よりシンプルに捉え、支援を求める人、支援を担う人、地域の人々がともに制度を作り上げるものでなければなりません。成年後見実務は専門職後見人を中心に身上保護アプローチの試行錯誤と実績を重ね、法定後見の3類型を柔軟に運用してきましたが、本検討会はかかる実務の実践に注目しました。これは日本の地域社会に相応しい支援のあり方を探究するものです。

本報告書が提示する社会システムは、私たちの生活支援を地域から圧倒的に信頼される社会福祉協議会が担います。そして、以下に述べるように生活支援における総合性と柔軟性を追求します。

第1に、成年後見実務において用いられている身上保護アプローチを参考に、本人の生活を総合的に支援することをめざします。私たちの生活に必要な財産管理の支援と生活支援は、京都府社会福祉協議会と京都府内の市町村社会福祉協議会が連携、分担することによって実現します。これは京都府の実情を考慮したものです。

第2に、本人意思の重視と第三者による適切な関与の必要性の双方を考慮します。近代民法における意思絶対主義という考え方は今日なお民法論の根底に存在していますが、本人の福祉を実現するためには第三者の適切な関与が必要です。自らの意思は基本になるものですが、同時に人間は誰もひとりでは生きていけません。かかる視点のもとに、意思決定支援は

第三者関与における本人意思を追求するという営みが必要です。

第3に、法人後見に関する利益相反問題について前進を図ります。利用者の権利擁護を確保して、利用者の意向と法人の社会的使命を最大限に実現するための法的工夫が必要です。伝統的な民法の利益相反行為論を修正し、社会福祉法人の活躍を拡大することは、その他団体の活動にも影響し、社会の発展につながります。このような考え方に対しては利益相反問題を厳格に捉えてきた民法学からの反論がありますが、制度を稼働させる勇気と問題解決のための知恵と工夫が求められているのではないのでしょうか。成年後見制度の利用促進は主として法人後見のあり方にかかっているといても過言ではありません。

第4に、地域の人々の生活上の支えになるものとして自助、共助、公助が必要ですが、これらの全体を推進します。本報告書は地域の支え合いを基本にする共助を中心しつつ、そこに自助と公助を考慮します。ここでの視点は自助か公助かという二者択一ではなくより総合的、融合的で、これは法的に表現すると寛容の法規範を追求するものです。

第5に、以上の諸点は、私たちの生活の拠点になるまちづくりにおいて参考になるのではないのでしょうか。まちづくりは生活を中心にいわゆるハードとソフトの双方を考慮しなければなりません。生活支援はまちづくりの要素となるものです。地域の人々が安全、安心に生活するために生活支援における人間尊厳の思想を重視しなければなりません。生活支援の制度は制度の利用者や関係者に支持されることによって普及、定着します。本報告書が提案する社会システムがまちづくりの標準として参考になれば幸いです。

本検討会において京都府社会福祉協議会の坂田氏がしばしば強調されたように、京都府の地形は南北に長く、農山村・漁村、田園都市から大都市まで様々な特徴を有しており、医療や成年後見の体制、高齢化率、財政規模など生活を取りまく諸状況が違ってきます。このような地域の実態を踏まえ、各地域の利用者の利益を考慮する本報告書の考え方は、京都府だけでなく全国各地域において参考になるものと思います。各地域の人々の状況を考慮した社会システムが構築されることを願っています。なお、現在、公益社団法人商事法務研究会の「成年後見制度の在り方に関する研究会」のもとで民法改正を視野に入れた成年後見法の検討が進められています。本報告書との関係について一言すると、民事基本法の視点として身上保護アプローチに立脚することを明確にし、合理原則及び伝統的財産管理論から脱し、人間尊厳原則に基づく生活支援を実現するものでなければならないと考えます。そのために民法と社会福祉の二元構成を止め、法定後見、任意後見のいずれの仕組みも単純化することが必要ではないのでしょうか。

社会福祉協議会は全国各地域において社会福祉の実務を担い、世界でも特筆すべき活動をしており、各地域の人々から親われ、高度に信頼されている団体（社会福祉法人）です。生活支援の社会システムの中心を社会福祉協議会に位置づけることは自然です。これは「仏を

作って魂を入れる」ことを自覚するものです。

本検討会のメンバー各位（委員、オブザーバー、京都府社会福祉協議会）はそれぞれ専門家としてのキャリアを背景に、自発的に、建設的な意見を述べられました。皆様の心は優しく、生活支援の改善を困難にしている諸事情を冷静に分析し、改善のための勇気ある発言をされたように思います。ここから私は有益な新しい知見に気づくことができました。

本検討会は厚生労働省の事業に位置づけられています。このような事業を企画されご助言をいただいた厚生労働省及び同省社会・援護局地域福祉課の川端伸子氏、稲吉江美氏に御礼を申し上げます。また、京都府社会福祉協議会は本検討会事務局として精力的にヒアリング及び調査を実施し、参加者、関係機関・関係者の意見を丁寧に吟味され、本報告書をとりとめられました。関係機関・関係者の積極的な参画をいただくことができたのは、京都府社会福祉協議会の平素のご努力によって構築された地域社会との信頼関係のたまものです。本検討会の要となって尽力された同協議会各位と福祉部長坂田徹氏に敬意を表します。

京都は歴史と伝統と文化の都市であり、未来に拓く創造性の豊かな都市です。その無限ともいえる魅力から多くの文化人、実業家などが当地を活動の拠点とし、日本だけでなく海外の多くの人々が心のやすらぎを求めて訪れます。本報告書は新しい日本文化を形成することに貢献するものと確信します。本報告書がまとめられた2023年3月、文化庁は移転先の京都において業務を開始しました。この地でこのような学びの機会を与えていただいたすべての方々に感謝します。

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会を振り返って一京都から全国拡大への期待

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会

副座長 佐藤 千恵

本検討会では、「権利擁護支援の総合化や多様な主体の参画を通して、尊厳をもって本人らしい暮らしを実現する地域共生社会」を「目指す社会像」に掲げ、このような社会に相応しい法人後見のあり方について、各関係者、専門家等の意見を踏まえつつ慎重に検討してきました。

以前から成年後見制度を支える存在として法人に対する期待は高かったものの、担い手に相応しい法人とは何かといった議論は十分に尽くされてこなかったように思います。こうしたなか、本検討会では、地域福祉権利擁護事業の推進を基本としながら法人後見のあり方を考えていくという方向性について早い段階からメンバー内で共有することができた点は、非常に意義深いことであったと考えます。

検討過程では、本報告書既述のとおり、7つの論点（（1）社会福祉協議会（社会福祉法人）による権利擁護支援を通じた地域づくり（意義）、（2）地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の総合的・一体的再編成、（3）京都府社会福祉協議会が担う法人後見推進の役割、（4）権利擁護支援の担い手育成、（5）財源確保と後見報酬のあり方、（6）社会福祉法人による法人後見推進と利益相反問題対応、（7）権利擁護支援メニューの総合化）が取り上げられました。本検討会では、これらの論点について、事前の調査や意見交換等を丹念に行ってきました。京都府社会福祉協議会が権利擁護事業に加えて法人後見にも携わる新たな取組を導入するうえで、大変有意義な時間であったと考えています。

結果として、各論点についてその考え方を十分に整理することができ、今後の取組方針の明確化、具体化に繋がられたことは大きな成果であったといえるでしょう。直近では、京都府社会福祉協議会における令和5年度の実施計画に法人後見に関する実施体制が盛り込まれ、2～3件のモデルケース受任による早期のシステム構築が取組目標として挙げられています。これらを実現することができれば、この取組の有用性を示す貴重な検証材料となるものと考えられます。もちろん、今後、様々なケースに対応していく以上、順風満帆とはいえないかもしれません。受任ケースの継続的な結果分析を多角的な視点から行い、今後の課題を明らかにしていくことが求められるでしょう。場合によっては、再考を迫られる部分も出てくるかもしれません。

このような積み重ねが確実な一歩となるとともに、他機関等との連携・協働の強化、改善

につながり、総合的な権利擁護支援体制の構築も促進されることになるのではないのでしょうか。20年以上の権利擁護支援の実績をもつ京都府社会福祉協議会を中心とした取組であるからこそ、本人の意思決定支援の浸透、さらに権利擁護事業と成年後見制度の一体的・連続的な支援運用など、他機関等との連携・協働を通じて実効性を高め定着させていけるものと考えます。

加えて、地域における人的資源の偏在など京都府の抱える問題は、必ずしも京都府特有のものではないことを忘れてはならないでしょう。むしろ日本全国に共通する問題を多く含んでいます（本検討会では「日本の縮図」という表現も登場しました）。現在、厚生労働省による「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の見直し検討や運用改善も進められています。そのなかで、京都府の先行事例が日本の今後の展開にも影響を与えるものとなりうるはずです。そうであるならば、京都府におけるこの試みが、全国レベルで注目される京都モデルと呼ぶべき取組になるでしょう。生きづらさを感じているすべての人が自分らしく安心して生活できる地域共生社会の実現に向け、この取組が充実し発展していくことを期待しています。

最後になりますが、設置者である京都府社会福祉協議会、参加者、関係者の皆さまから本検討会を通じて多くの示唆と学びの機会をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

本人を中心とした多様な権利擁護支援の構築に向けて

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会
コアメンバー委員 中野 篤子

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成 29 年 3 月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、また令和 4 年 3 月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、成年後見制度が必要な人に届き、そしてメリットを感じて活用できるための様々な施策が進められています。「第二期基本計画」の副題は、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」であり、成年後見制度が「権利擁護支援」の仕組みであることを明確にしたうえで取り組みを進めていくものであるとされています。さらに、成年後見制度をより広くとらえ、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）など成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実することで切れ目のない連続した支援体制の必要性についても述べられているところです。

私自身は、後見人として判断能力の不十分な方の支援を業務の中心としている司法書士ですが、成年後見制度は必要な人に届くことで、その人の生活の質の向上や、権利擁護に役立つ、まさに「メリット」のある制度であることは日々体感しているところです。半面、制度の「重さ」「使いづらさ」について改善すべき課題があることや、担い手を確保するための体制整備、また、「支援」にスムーズにつながる仕組みが十分ではないと感じることが少なくありません。新しい制度が始まって 20 年を過ぎた中で、「成年後見制度」の在り方を再検証し、利用する人の視点に立った運用やさらに法改正も視野に入れた取り組みが必要である時期に来ているということは、現場で活動している人間としても実感するところです。

このような流れの中で、本報告書は、京都府下のどの地域においても誰もが必要なサービスを受け、生きがいを持って生活することができるために、主に法人後見を活用し、地域での連続した支援の仕組みを構築するための方策を検討し、取りまとめられたものです。また、厚生労働省は、持続可能な権利擁護支援モデル事業についての施策を進めており、本報告書は、この事業を京都府において実施するにあたり、具体的な取り組みの在り方を検討したものであります。

京都府は南北に長く、地域の状況も様々です。しかし判断能力が不十分でそのために支援が必要な人は、府下のどの場所にも暮らしておられます。どこに住んでいても支援が届く仕組みを構築することは喫緊の課題であることは言うまでもありません。その地域の社会資源を有効に活用し、多くの人や法人が参画することで、住み慣れた場所で安心して暮らせるようになることは、判断能力が不十分な人だけでなく、誰にとっても住みよい地域社会の実現

につながるのではないのでしょうか。

「第二期基本計画」では「地域共生社会の実現に向けた取り組み」を目指すとの方向性が指し示されています。この目標に向けて、多くの人々が協力し合いともに進んでいくことができればよいと思います。

我々専門職もその一翼を担い、本人を中心とした権利擁護支援の体制整備、また持続可能な仕組みの実現に向けてお役に立ちたいと考えています。

5. 令和5年度の京都府社会福祉協議会の実施計画

(1) 京都府社協の実施体制

① 主管部署

- ・福祉部生活支援課を主管課とする

② 人員配置

- ・生活支援課 正規職員2名及び嘱託職員1名
- ・スーパーバイザー（専門職の助言）

③ 法人後見委員会（仮称）

- ・契約締結審査会（地域福祉権利擁護事業）に併置
- ・委員構成は、同審査会医師2名、弁護士1名、司法書士1名、社会福祉士1名
追加委員は今後検討

④ 当面の主な予算

- ・厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の活用（令和5年度2,400千円）
- ・法人後見受任後は、公費及び後見報酬等自主財源の確保に努める

(2) 令和5年度の実施目標

早期において、京都府社協がモデルケースとして数件、受任をし、システム構築することが必要です。令和5年度中のできるだけ早期のうちに、2～3件のモデルケースを選定し、支援の開始を行う必要があります。

- 1) 申立支援・受任（2ケース程度）の専門相談・現地派遣
- 2) 法人後見担当職員・支援員研修の実施
- 3) 審査会の設置、規程・運用方針等の整備
- 4) 社会福祉法人経営者協議会、京都府社会福祉施設協議会、種別協議会への説明・連携
- 5) 広報、啓発

6. 付録・資料

(資料1) 京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会 開催要綱

(資料2) 地域福祉権利擁護事業関係資料

〔2-1〕基礎データ

- 【1】実利用者の状況（2022年10月21日現在）
- 【2】新規契約者の年度別推移（2012年3月末～2022年3月末）
- 【3】解約・終了原因（2012年3月末～2022年月末）
- 【4】支援例（月あたり支援回数別）
- 【5】成年後見制度移行ケースによる解約・終了ケースの実例

〔2-2〕令和3年度 相談・連絡調整活動件数（件数）

〔2-3〕相談支援状況・相談件数年度別推移（平成24年度～令和3年度）

〔2-4〕併用支援についての市町村社協専門員ヒアリング結果

〔2-5〕地域福祉権利擁護事業の支援のみでは対応が難しい場合

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会 開催要綱

1. 趣旨

少子高齢社会や人口減少社会の進展、人々の生活の多様化や複雑化及び地域の衰退などが進む今日、家族や地域の絆や見守り機能が弱くなってきている。とりわけ、障害や認知症などがある人は孤独・孤立に陥りやすく、生きづらさが強まっているが、当事者をはじめとして誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が求められている。

このような中、京都府社協においては市町村社協と連携して、人のつながりや居場所の確保などの地域支え合い事業や、自己決定・意思決定を支える地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実践を通して地域社会づくりに取り組んできた。また、京都府や市町村、家庭裁判所、関係機関・団体の協力により権利擁護支援体制の整備に全力を注いできたところである。

しかしながら、地域福祉権利擁護事業を推進する中で、判断能力が一層低下した後の支援が課題となっている。そして、権利擁護を支える専門職等の人材に地域偏在があり、支援を必要とする人がどの地域に暮らしていても適切なサービスの提供を受けることができる体制整備が必要である。

また、国においても、地域における権利擁護支援の仕組みづくりについて、成年後見制度利用促進方策を示し、本年4月からの第二期計画では日常生活自立支援事業との連携、社協による法人後見の推進、社協を含めた地域連携ネットワークの構築等が重要ポイントに掲げられたところである。

このため、本検討会は、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的な運用、京都府社協が担う法人後見のあり方、多様な主体の協力・協働を得るために必要な方策等について検討を行うことを目的として開催する。

2. 検討事項

本検討会においては、次の事項について検討を行う。

- (1) 京都府社協が担う法人後見実施のあり方
- (2) 法人後見実施市町村社協への、本会による法人後見監督支援体制の整備のあり方
- (3) 当事者本位・参加を軸とした地域福祉権利擁護ネットワークの今後強化すべき機能

3. 構成及びオブザーバー、会議の種類

- (1) 構成員、オブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 会議の種類は別紙のとおり、本会議のほかコアメンバー会議を設置する。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、必要に応じオブザーバーの出席を求めることができる。
- (2) 本検討会の座長は、構成員の互選により選出し、副座長は座長の指名により選出する。
- (3) 本検討会は、本会議のほか必要に応じてコアメンバー会議を開催する。
- (4) 本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き公開する。
- (5) 委員報酬は会議開催1回あたり金10,000円とし、別途交通費実費を支払うものとする。
- (6) 検討会等以外の打ち合わせ、資料の作成等にかかった経費は別途支払う。
- (7) 本検討会の庶務は、関係部署の協力を得て福祉部生活支援課において行う。

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会
構成員名簿・会議の種類・オブザーバー

1. 構成員

○学識経験者（大学教員）

小賀野 晶一 氏 （中央大学法学部 教授）
佐藤 千恵 氏 （京都府立大学公共政策学部 教授）

○学識経験者（司法書士）

中野 篤子 氏 （公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事）
（公益社団法人認知症の人と家族の会 理事）

○社会福祉法人

樋口 幸雄 氏 （京都知的障害者福祉施設協議会 会長）
（社会福祉法人ライフサポート協会 理事長）

○市町村行政（中核機関）

田辺 茂雄 氏 （与謝野町役場 福祉課 課長）

○市町村社協

津田 勝二 氏 （社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会 事務局長）

○京都府行政

岩田 晋一 氏 （健康福祉部高齢者支援課 課長）
杉本 圭哉 氏 （健康福祉部地域福祉推進課 課長）
大辻 忍 氏 （健康福祉部障害者支援課 課長）

2. 会議の種類

(1) 本会議

構成員全員の集合またはオンライン形式により開催する。

(2) コアメンバー会議

小賀野委員、佐藤委員、中野委員の学識経験者をメンバーとし、必要に応じて集合またはオンライン形式により開催する。

3. オブザーバー

- 厚生労働省（社会・援護局 成年後見制度利用促進室）
- 全社協（地域福祉部）
- 京都家庭裁判所
- 当事者団体
- 専門職団体（京都弁護士会、京都社会福祉士会）
- その他、本検討会において必要と認める関係機関、団体、個人

地域福祉権利擁護事業関係基礎データ

【1】実利用者の状況(2022年10月21日現在)

(1)圏域別

表中カッコ内は人口10万人比

圏域 人口	丹後 87,967	中丹 187,237	南丹 129,757	乙訓 153,423	山城北 427,406	山城南 121,603	合計 1,107,393
2012.3	117人 (133.0)	134人 (71.6)	84人 (64.7)	62人 (40.4)	62人 (14.5)	33人 (27.1)	492人 (44.4)
2018.3	130人 (147.8)	226人 (120.7)	152人 (117.1)	84人 (54.8)	153人 (35.8)	78人 (64.1)	823人 (74.3)
2021.3	170人 (193.3)	231人 (123.4)	153人 (117.9)	78人 (50.8)	182人 (42.6)	84人 (69.1)	898人 (81.1)
2022.3	169人 (192.1)	241人 (128.7)	139人 (107.1)	75人 (48.9)	195人 (45.6)	88人 (72.4)	907人 (81.9)
	1.44倍	1.80倍	1.65倍	1.21倍	3.14倍	2.67倍	1.84倍
2022 10.21	165人 (187.6)	249人 (133.0)	133人 (102.5)	68人 (44.3)	197人 (46.1)	91人 (74.8)	903人 (81.5)

京都市人口1,453,956人(2022.3未現在;実利用者799人(54.9))

(2)利用者の認知症・障害種別状況別

	認知症	知的障害	精神障害	その他	合計
2012.3	229人 (46.5%)	110人 (22.4%)	103人 (20.9%)	50人 (10.2%)	492人
2018.3	305人 (37.0%)	222人 (27.0%)	190人 (23.1%)	106人 (12.9%)	823人
2019.3	314人 (36.6%)	236人 (27.5%)	202人 (23.5%)	106人 (12.4%)	858人
2020.3	311人 (36.2%)	235人 (27.4%)	189人 (22.0%)	124人 (14.4%)	859人
2021.3	321人 (35.8%)	242人 (26.9%)	206人 (22.9%)	129人 (14.4%)	898人
2022.3	325人 (35.8%)	235人 (25.9%)	220人 (24.3%)	127人 (14.0%)	907人
	1.42倍	2.14倍	2.14倍	2.54倍	1.84倍

(3)利用者の属性世帯別

	生活保護世帯	住民税非課税世帯	一般世帯	合計
2012.3	200人 (40.6%)	243人 (49.4%)	49人 (10.0%)	492人
2018.3	317人 (38.5%)	411人 (49.9%)	95人 (11.5%)	823人
2019.3	322人 (37.5%)	465人 (54.2%)	71人 (8.3%)	858人
2020.3	323人 (37.6%)	446人 (51.9%)	90人 (10.5%)	859人
2021.3	311人 (34.6%)	511人 (56.9%)	76人 (8.5%)	898人
2022.3	322人 (35.5%)	511人 (56.3%)	74人 (8.2%)	907人
	1.61倍	2.10倍	1.51倍	1.84倍

(4)認知症・障害種別及び属性世帯別状況

	認知症	知的	精神	その他	計
非課税世帯	161(33.5)	155(32.3)	106(22.1)	58(12.1)	480
生活保護世帯	104(32.2)	61(18.9)	102(31.6)	56(17.3)	323
課税世帯	47(45.2)	21(20.2)	15(14.4)	17(16.3)	100
全体	312(34.4)	237(26.1)	223(24.6)	131(14.4)	903

(5)支援回数別状況(全体及び障害種別状況)

全体

	月1回以下	～	月4回以上	計
非課税世帯	216(45.0)	172(35.8)	92(19.2)	480
生活保護世帯	122(37.8)	142(44.0)	59(18.2)	323
課税世帯	54(54.0)	37(37.0)	9(9.0)	100
全体	392(43.4)	351(38.9)	160(17.7)	903

※認知症

	月1回以下	～	月4回以上	計
非課税世帯	66(41.0)	66(41.0)	29(18.0)	161
生活保護世帯	43(41.3)	46(44.2)	15(14.4)	104
課税世帯	25(53.2)	20(42.5)	2(4.3)	47
全体	134(42.9)	132(42.3)	46(14.8)	312

※知的障害

	月1回以下	～	月4回以上	計
非課税世帯	74(47.7)	58(37.5)	23(14.8)	155
生活保護世帯	27(44.3)	21(34.4)	13(21.3)	61
課税世帯	13(62.0)	4(19.0)	4(19.0)	21
全体	114(48.1)	83(35.2)	40(16.9)	237

※精神障害

	月1回以下	～	月4回以上	計
非課税世帯	45(42.4)	36(34.0)	25(23.6)	106
生活保護世帯	31(30.4)	46(45.1)	25(24.5)	102
課税世帯	8(53.3)	5(33.3)	2(13.4)	15
全体	84(37.7)	87(39.0)	52(23.3)	223

※その他

	月1回以下	～	月4回以上	計
非課税世帯	31(53.4)	12(20.7)	15(25.9)	58
生活保護世帯	21(37.5)	29(51.8)	6(10.7)	56
課税世帯	8(47.1)	8(47.1)	1(5.8)	17
全体	60(45.8)	49(37.4)	22(16.8)	131

(6)併用支援状況

圏域	丹後	中丹	南丹	乙訓	山城北	山城南	合計
後見	1 社1	2 社1, 行1	1 社1	0	1 弁1	2 弁2	7 弁3, 社1 行1
保佐	3 弁1, 司2	5 親1, 弁1 司2, 社1	2 司2	4 司3, 社1	6 弁2, 司2 法人2	1 司1	21 親1, 弁4 司12, 社2 法人2
補助	0	1 他1	0	0	1 司1	0	2 司1, 他1
計	4	8	3	4	8	3	30

【2】新規契約者の年度別推移

2012.3	135人
2018.3	198人
2019.3	189人
2020.3	187人
2021.3	224人
2022.3	191人

【3】解約・終了原因

	後見利用	施設入所	死亡	転居	本人申出	その他	合計
2012.3	19人 (22.6%)	23人 (27.4%)	26人 (31.0%)	3人 (3.6%)	10人 (11.9%)	3人 (3.6%)	85人
2018.3	47人 (28.5%)	31人 (18.8%)	54人 (32.7%)	11人 (6.7%)	21人 (12.7%)	1人 (0.6%)	165人
2019.3	38人 (24.7%)	37人 (24.0%)	45人 (29.2%)	14人 (9.1%)	20人 (13.0%)	0人 (0.0%)	154人
2020.3	54人 (29.0%)	45人 (24.2%)	44人 (23.6%)	15人 (8.1%)	24人 (12.9%)	4人 (2.2%)	186人
2021.3	55人 (29.8%)	62人 (33.5%)	32人 (17.3%)	8人 (4.3%)	20人 (10.8%)	8人 (4.3%)	185人
2022.3	50人 (27.6%)	39人 (21.5%)	51人 (28.2%)	8人 (4.4%)	19人 (10.5%)	14人 (7.7%)	181人

【4】支援例(月あたり支援回数別)

支援回数	支援状況
月 4 回 (毎週)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週訪問し、1 週間分の生活費を現金で渡す。 ・必要に応じて、支払いや書類の手続き(代行・同行)の支援 ・こまめに生活費を渡す必要があり、週 1 回訪問することで状況を細かく把握でき、より丁寧な支援ができる。 ・精神障害の場合、状態の波もあるため、定期的な訪問で安心感や生活の安定につながる。 ・認知症高齢者の場合、見守りの意味合いも大きい。他のサービスが入らない日に支援に入ること、支援者の関わりを増やせるようにしている。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・1 週間単位でないとお金のやりくりが難しい。こまめな金銭管理の支援が必要。(認知症が進行しお金をしまった場所が分からなくなる、知的障害で 1 週間単位でないと計算が難しいなど) ・金銭管理だけでなく、書類の理解が難しく手続きの支援も必要な人が多い。 ・認知症高齢者の場合、見守りとして他の支援のない日に支援に入る。 ・精神障害の場合、定期的な訪問で話ができることが本人の安心感・安定につながっている。 ・GH に住んでいる場合でも、毎週の小遣いを渡したり、利用料の支払いなど、毎週支援に入ることが多い。 ・お金を貯めたいとの希望があり、こまめに貯金額を確認している場合もある。
月 2 回 (2 週間に 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・週 1 回の支援だった人が、生活が安定してきたため、2 週に 1 回の支援に変更したケース。 ・金銭管理の支援が必要ないが郵便物の確認をしている場合、月 1 回の支援だと確認漏れや確認の遅れが発生するため、2 週に 1 回の支援をしている。 ・認知症高齢者でケアハウスに住んでいるなど、毎週支援の必要はないが、施設での買い物のタイミングに合わせて支援に入っている。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・本人のお金を使う頻度にあわせて支援。田舎の方に住んでいて近所に商店などが無い場合だと、2 週間に 1 回の支援で対応できている。 ・収支状況がギリギリで、公共料金の引落がうまくできない場合など、支払の督促が来ることになるため、2 週間に 1 回の支援で確認している。
月 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害が多い。枠組みが決まっていれば生活できる。 ・1 か月分のお金を項目(使いみち)ごとに分けて渡すことで分かりやすくなり、自身で使っていくことができる。 ・GH に住んでいる場合など、他の支援者からのサポートがあるため、月 1 回の支援で対応できている。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事をしている人が多い。 ・1 か月分の小遣いや生活費の払戻をして渡す。 ・自分 1 人では管理が難しいが、お金の使い方を相談したり助言があれば、1 か月分のやりくりができる。家計相談の意味合いがある。 ・相談・助言とあわせて郵便物の確認もしている。

【5】地域福祉権利擁護事業より成年後見制度移行による解約・終了ケースの実例

	成年後見制度移行の 主要原因	事案(概要)
1	高額資産の管理が必要	<p>令和4年4月に地域包括支援センターより、(主)申立てで母の成年後見制度申立て予定であると連絡があった。契約時より、母が本人名義通帳を一通保管しているとの情報があった。</p> <p>申立て準備の過程で、約1千万円の本人名義通帳が見つかった為、母と同時に(主)の成年後見制度の申立て(本人申立て)を行った。</p> <p>令和4年6月で補助人選任の審判がおりた。今後の金銭管理は、補助人が行う。</p>
2	負債の整理等	<p>負債の整理および今後持ち家を処分する可能性があることから、成年後見制度の申立を進め、令和3年11月に保佐人が選任された。</p> <p>(主)は人間関係を築くことが得意でないため、保佐人と再契約し、当面の間に限り併用支援を行う予定。</p>
3	契約行為等の法的支援が必要	<p>(主)は甥より、通院同行の費用や家賃の請求を受けていた。法的な対応が必要な状況があった為、成年後見制度の申請が検討され、この度後見人が選任された。</p>
4	施設入所の予測対応	<p>令和3年12月に母(本事業利用者)が死亡し、京都市内在住の親族も(主)の面倒をみるのは難しいことから、施設入所を見据えて成年後見制度の申立を行った。</p> <p>令和4年5月に保佐人が選任されたため解約する。</p>
5	施設入所の予測対応 判断能力の低下 ※社協法人後見へのつなぎ	<p>(主)の短期記憶が厳しくなっており、本事業や他のサービスの利用契約、今後特養等への入所が必要になった時に(主)では契約が難しいこと、親族とは疎遠で支援が望めないことから、後見申立を行った。(他府県在住の子が申立人となり親族申立を行ったが、子も今後の支援は難しい。)</p> <p>令和4年7月に市社協が成年後見人として選任されたため、本事業を解約する。今後は市社協が法人後見として支援を行う。</p>
6	施設入所の予測対応 精神状態の不安定 (在宅生活困難)	<p>認知症と統合失調症で本事業を利用していましたが、精神的に不安定になり入退院を繰り返していた。そのような状況で在宅生活が難しくなったため、成年後見制度申立て手続きを進めた。</p> <p>令和4年5月に成年後見人が選任された。</p>
7	入退院の繰返し予測 親族支援の期待ができない	<p>もともと親族からの協力が無い状況があった。軽費老人ホームに入所されたが、急に意識を喪失したりする事があり、今後身体的に入退院が必要になったりすることが心配されていた。後見制度について(主)、連絡がとれる親族に相談したところ、ともに利用希望があったため、申立てにつながった。</p> <p>今後の金銭管理は、補助人が行う。</p>

8	入院、施設入所に必要 判断能力の低下	<p>令和3年8月に契約を行った。10月後半に、飲酒し転倒、救急搬送され入院した。その後精神科に転院し、このタイミングで成年後見制度の申立てが行われた。</p> <p>令和4年1月に退院したが、自宅での生活は極めて困難と(主)を含めた関係者の判断でグループホームの順番待ちをし、2月に入所した。</p> <p>令和4年3月に保佐人が選任された為、解約を行う。</p>
9	施設入所が必要 ※首長申立事案	<p>以前から度々、飲酒や金銭面で近隣とのトラブルがあった。今後在宅は難しいと思われるため、現在ショートステイ(ロング)を利用している施設に入所する方向で検討している。</p> <p>令和3年11月に、首長申立てにより保佐人が選任されたため解約する。</p>
10	身元保証が必要 施設入所 判断能力の低下 ※首長申立事案	<p>令和3年7月に脳梗塞で入院し、在宅に戻ることが難しく入院を継続していたが、令和4年1月に要介護3となり、特養の申込を行っていた。</p> <p>また、親族等がおらず令和2年11月に成年後見制度の首長申立を行っていた。</p> <p>令和4年3月に保佐人が選任され、4月21日に退院、特養へ入所したため、解約手続きを進める。今後の日常的な金銭管理の支援は保佐人が行う。</p>
11	判断能力の低下 虐待の可能性	<p>デイサービスやヘルパー、訪問看護等を利用しながら生活していたが、認知面の大きな低下が見られるようになり、成年後見制度の申立を行い、令和4年7月に保佐人が選任された。</p> <p>4月以降、本事業契約前に支援していた知人が(主)の通帳・印鑑を持ち出したり、A市で(主)のアパートを契約したりすることなどがあり、6月に(主)の通帳の再発行と届出印の変更を行った。これらの状況は保佐人にも相談しており、今後は保佐人が対応する。</p> <p>今後の金銭管理の支援は保佐人が行う。</p>
12	支援困難世帯	<p>本事業利用者である長男と同じ作業所に通所し、次男と同居している。次男(療育B)より精神的苦痛(行動制限・暴言・家に生活費を入れない)を受けており、度々相談があり、家から出て行って欲しい等訴えがあった。</p> <p>関係者では限界があり、この度成年後見制度申請し、保佐人が選任された為解約する。</p>
13	地域福祉権利擁護事業 による支援継続困難	<p>令和3年6月の本事業支援時に担当職員への不適切な行動をきっかけに、精神科の入院を経て、成年後見制度の申し立てを行い、令和3年12月に成年後見人が選任された。</p> <p>今後は成年後見人に支援を引き継ぐ。本事業解約後も社協障害者地域生活支援センターが一般相談として対応継続を予定している。</p>

14	身元保証が必要 (※成年後見人を連絡先とする)	<p>長期にわたり、トラブルになるとパニックになり收拾がつかない状態となっていた。また、問題が発生しても身元保証人がおらず、保健所担当者やケアマネジャーに成年後見制度を勧められ、承諾した。</p> <p>令和4年5月に後見人が選任された。今後は後見人が、日常的金銭管理を行う。</p>
15	親族支援拒否	<p>体調が悪化しているが、親族に関りを拒否され続けている。よって、今後の入院や入所に備え、成年後見制度を利用する事になった。</p> <p>昨年、言葉が出にくいので受診したところ、失語症であった(こちらが言っている事は理解できる)。</p> <p>失語のこと等もあり、併用利用を検討したが、(主)が保佐人に任せる事を希望した為、解約する。</p>
16	地権事業から成年後見制度への移行の円滑化を図るための併用支援の終了	<p>令和4年1月に(主)と解約し、保佐人と再契約をした。(主)は性格(障害の可能性有)のため、人間関係が得意でない事が理由で、3カ月を目途に保佐人との関係構築に力を注ぎ、解約予定だった。</p> <p>金銭管理部分は既に保佐人が担当しており、検討の結果、4月中を目途に解約することになった。</p>

令和3年度 相談・連絡調整活動(件数)

資料2-2

	認知症高齢者等				知的障害者等				精神障害者等				その他				合計		
	合計		内訳		合計		内訳		合計		内訳		合計		内訳		合計		
	契約前	契約中	契約終了後	契約前	契約中	契約終了後	契約前	契約中	契約終了後	契約前	契約中	契約終了後	契約前	契約中	契約終了後	契約前	契約中	契約終了後	
	31,401		30,890		27,322		13,243		102,856										
① 利用者や家族らとの連絡調整・相談等	449	11,010	86	16,135	202	15,823	110	13,791	241	13,445	105	5,558	166	5,342	50	47,029	1,058	45,620	351
② 生活支援員との連絡調整・相談等	48	6,186	10	5,637	108	5,517	12	5,184	46	5,099	39	2,607	37	2,561	9	19,672	239	19,363	70
③ その他関係者との連絡調整・相談等	818	11,489	117	8,435	205	8,157	73	7,884	417	7,366	101	4,791	236	4,466	89	33,534	1,676	31,478	380
④ カンファレンスへの参加	27	215	0	193	8	184	1	86	17	67	2	87	10	77	0	608	62	543	3
⑤ その他	55	886	5	490	0	489	1	377	11	360	6	200	11	188	1	2,013	77	1,923	13
計	1,397	29,786	218	計	523	30,170	197	計	732	26,337	253	計	460	12,634	149	計	3,112	98,927	817
	4.4%	94.9%	0.7%		1.7%	97.7%	0.6%		2.7%	96.4%	0.9%		3.5%	95.4%	1.1%		3.0%	96.2%	0.8%

	実利用者 1人当たり		月平均		実利用者 1人当たり		月平均		実利用者 1人当たり		月平均		実利用者 1人当たり		月平均	
	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均
① 利用者や家族らとの連絡調整・相談等	35.5	3.0	68.7	5.7	62.7	5.2	43.8	3.6	51.9	4.3						
② 生活支援員との連絡調整・相談等	19.2	1.6	24.0	2.0	23.6	2.0	20.5	1.7	21.7	1.8						
③ その他関係者との連絡調整・相談等	38.2	3.2	35.9	3.0	35.8	3.0	37.7	3.1	37.0	3.1						
④ カンファレンスへの参加	0.7	0.1	0.8	0.1	0.4	0.03	0.7	0.1	0.7	0.1						
⑤ その他	2.9	0.2	2.1	0.2	1.7	0.1	1.6	0.1	2.2	0.2						
計	96.6	8.1	131.4	11.0	124.2	10.3	104.3	8.7	113.4	9.5						

地域福祉権利擁護事業における相談支援状況 ‹相談件数年度別推移›

1. 制度・事業について問合せ件数 (※具体的な事例ではない単なる制度への一般的な問合せ)

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計
H24	211	62	55	46	374
H25	220	42	48	78	388
H26	232	42	73	80	427
H27	209	50	62	89	410
H28	212	59	141	133	545
H29	304	47	214	87	652
H30	315	39	210	136	700
R1	407	59	156	121	743
R2	656	44	289	125	1,114
R3	551	108	177	249	1,085

2. 初回相談受付件数 (※上記1のうち、この事業の利用を想定(前提)にした場合)

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計
H24	154	42	38	32	266
H25	166	56	58	40	320
H26	182	54	61	39	336
H27	148	49	57	26	280
H28	154	45	62	51	312
H29	171	53	83	35	342
H30	125	42	49	43	259
R1	206	35	60	32	333
R2	202	41	66	46	355
R3	164	40	74	43	321

3. 相談・連絡調整活動 (※上記1.2以外で、利用者に関する相談や連絡調整活動を行った場合)

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計
H24	27,903	19,662	17,896	7,293	72,754
H25	30,194	23,553	22,334	8,329	84,410
H26	31,283	21,850	24,927	10,467	88,527
H27	27,214	20,672	23,451	9,923	81,260
H28	24,937	20,924	23,956	9,199	79,016
H29	26,748	21,189	23,069	9,209	80,215
H30	22,253	20,928	19,185	7,432	69,798
R1	22,359	22,772	20,259	7,531	72,921
R2	26,536	25,552	22,386	9,182	83,656
R3	31,401	30,890	27,322	13,243	102,856

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の併用支援についての専門員へのヒアリング

(1)A 市社協

▼後見人との役割分担や頻度は(権利擁護事業のみの時より負担は減ったか)

変化していない。若い方が多く、今後の事を考えて選任されている事が多いので(施設入所、身寄りがない、財産がある)、併用になったからといって支援回数等は大きく変わらない。

▼なぜ併用が継続しているか。後見のみは無理か。

日常的な金銭管理を権利擁護事業で行っているため、入所などがないと解約にならない。認知症の人は後見人のみとなる事が多い。

▼法人後見実施 NPO 法人との関係性

必ず最初は NPO 法人の代表が来られる。ケースの確認をして大丈夫となれば、支援員に引き継がれ、その後は、担当支援員に連絡をとる。他の併用と特に変わらない。

▼後見人へはよく連絡をとるか。

何かトラブルがあった時のみ。ケアマネや相談支援に連絡を取る方が多い。

(2)B 市社協

▼権利擁護事業と後見人等との役割分担について、日常的な金銭管理の支援を社協が担い、それ以外を後見人等が担っているという分担か。それ以外の分担があれば教えてください。

大体はそのような役割分担である。それ以外にも、権利擁護事業では話を聞いたり、生活の支援をしたりしている。

保佐のケースでは預かり通帳があり、本人は毎日社協に来られる。生活費を渡すついでに毎日色々な話をされ、話を聞く場になっている(社協ならば、担当者不在でも他の職員が対応可能)。

ケアマネ担当のケースでは、ケアマネが入院手続、入院時の関係機関への連絡、退院時の同席などを行った(保佐人は入院手続や退院時に同席)。権利擁護事業はテレビカード等の支払のお金を届けていた。

週1回の支援ケースで、保佐人より預かり通帳にお金を入れてもらい、権利擁護事業では、話を聞いたり、その他の生活支援をしている。家族とケアマネ対応は保佐人が行う。

権利擁護事業から移行したケースで、混乱があったため、併用になった。法律行為は専門職、日々の支援は社協で行っている。後見人等の負担を減らしているのではなく、本人の生活の質を上げるために権利擁護が必要だから、併用支援をしている。

▼権利擁護事業での支援頻度は、併用支援実施前と比べ減っているか。

減っていない。中には社会福祉士が後見人の場合、月 1 回面会があり、月 1 回の支援回数が減った人はいる。チームで支えているという点で考えると、後見人等の負担は減っているかもしれない。

▼今後も併用支援継続するか。後見制度のみでは不可能か(その理由)。

そもそも、成年後見制度のみでは支援が難しい人を併用支援している。移行する予定で移行できていない人はいない。仮に、本人が入所する等の状況変化があるなど、こまめな支援が不要になれば考えられる。併用の人は、毎週支援の人が多い。

▼併用での契約理由は、利用者が希望したから、後見人等が遠方のため、という理由かどうか。

その理由ではない。それで頼まれたことはない。

▼併用支援での難しさはあるか(専門職との連携が難しい等)。

ケースによるものの、「そちらで対応して下さい」というスタンスでは上手くいかない。「お互い様」という立場で、コミュニケーションを図りながら役割分担している。司法書士への説明を行う時は、理解してもらうようにしっかりと説明するよう気を付けている。

▼後見制度が必要になった場合に、専門職と権利擁護事業の併用支援を実施する場合と市社協法人後見で受任する場合の整理はどうされているか(例えば市社協の法人後見の基準に当てはまらない場合は併用になる等)

権利擁護事業からの移行の場合、権利擁護でよく知っているから法人後見の方がいいだろうという場合は法人後見で受ける。日常的に、こまめな支援が必要な場合は、権利擁護事業と専門職との併用支援としている(法人後見では事実行為はできるだけしない)。

(3)C 市社協

▼権利擁護事業と後見人等との役割分担について、日常的な金銭管理の支援を社協が担い、それ以外を後見人等が担っているという分担か。

S 氏については、日常的な金銭管理を後見人事務所へ取りに行き利用者と一緒に 1 カ月の袋分けを行い、届いた郵便物の整理行き必要に応じて、郵便物と医療費の明細を後見人の事務所へ届けている。

K 氏については、後見人が遠方のため現金封筒で毎月生活費を社協が受け取り、利用者に渡している。また、上記と同じように利用者に届いた郵便物は郵送で後見人へ送付している。1年に1度、後見人へ金銭の受渡しの記録の写しを送付している。上記以外でも、必要書類について後見人から連絡があった場合は対応することがある。

▼権利擁護事業での支援頻度は、併用支援実施前と比べ減っているか。

支援頻度は変わらないが、利用者の意思確認の面など支援者の精神的な負担が軽くなっている。

▼併用での契約理由は、利用者が希望したから、後見人等が遠方のため、という理由かどうか。

契約当初から利用者との信頼関係ができており、利用者からも後見人からも併用を希望されている。併用支援を通して、権利擁護事業と後見人の役割が明確になっている点が多く、権利擁護事業本来の寄り添いながらの支援がしやすいように感じている。

▼今後も併用支援継続するか。後見制度のみでは不可能か(その理由)。

利用者の状況にもよるが、当初から契約者が判断能力の面で後見人を選任した場合は併用支援が適切だが、確認していく必要はあると思う。

また、権利擁護事業の契約を行い、すぐにでも後見人の選任が必要な場合(つなぎ)は、後見人が選任された場合、権利擁護事業を解約するものと考えている。

精神障害者や知的障害者の場合、日常的な寄り添い支援が繰り返し必要であることが多く、併用支援が利用者にとって必要であると考え。但し、後見人の中にも寄り添い支援をされる場合は、この限りではないので、今の時点では選任される方を見ながら判断している面もある。

今後は後見人の支援が、「事務的ではない」ところが問われていくと思われる。これまでにも、権利擁護事業を利用したいという関係機関からの相談に対応するものの、権利擁護事業での契約は難しいと判断した場合に後見人申立てに繋いでいくことはあった。しかし、そのあとはどのように支援がされているのか関わりが切れてしまうので、分からない面もある。

▼併用支援での難しさはあるか(専門職との連携が難しい等)

現在の後見人の方々は、社協の側から依頼した方々なので連携は取れている。しかし今後、このような形での調整が出来ない場合もあるのではないかとと思われる。その場合、申立時から選任候補者がおられるのであれば、丁寧な関わりを持っていかないと連携が難しくなると考えられる。

以前にも、精神障害者本人が、家庭裁判所が選任した後見人と関わりを保てず、その状況の間で困り果てて市社協が関係のある専門家に相談とお願いをして交代してもらった経過がある。併用の難しさはこの時に感じた。

地域福祉権利擁護事業の支援のみでは対応が難しい場合

【1】福祉サービス利用援助事業専門員対象令和元年度調査(抜粋)

(1)利用者の心身の状況が悪くなり、費用の支払等が困難になった場合の対応

- ①成年後見制度の利用手続支援を行い、支払を行わなかった。(1)
- ②成年後見制度の利用手続支援と同時に支払を先行させた。(支払依頼の意思は未確認)(3)
- ③利用者の意識レベルが回復するのを待ち、その時点で支払を行わなかった。(1)
- ④利用者の意識レベルが回復するのを待たず、支払を行った。(支払依頼の意思は未確認)(7)
- ⑤その他
 - ・支払が行えず、未納となっているケースがある。
 - ・事前に本人から意思確認や約束ごとを取り決めたくて実施した。
 - ・親族に相談して預金の引き出しを行い、府社協にも相談と報告をする。
 - ・入院中の利用者で、意識レベルがかなり低下した状況の中、親族に立ち会っていただき、本人の了解[僅かに頭を動かし、頷かれた。]を得たくて、依頼書に代筆と親族の署名を得て出金と支払い等の支援を行った。

▼支払意思を確認できないまま支払いを行った事情、背景について

- ・死亡後に出金ができなくなると未払い金が発生するおそれがあるため、死亡前に届いている請求書については、意思確認のないまま支払ったことがある。
- ・公共料金等、定期的に支払い代行をしてきたものは、意思確認のないまま支払ったことがある。
- ・危篤状態、推定相続人のあてがなく、死後事務に必要な金額の支払い
- ・利用者本人が家族との折り合いが悪く、家族が支払いをしてくれなかった。関係者(特にケアマネジャー)の異動が激しいこともあり、キーパーソンがいなかったことも影響している。
- ・本人の状況や容体を本人・関係者から確認を取っている。
- ・意識レベルが低下し、危ない状態であったが、連絡が取れた姪と合流し支援を共にした。

▼支払を行った場合の手続について

- ①親族の意向を確認し、本人意思の推定に努めた。(7)
- ②関係機関・専門職とのカンファレンスで、本人意思の推定に努めた。(3)
- ③その他
 - ・生前中に意思確認困難時の支払いなど本人・推定相続人等で意思確認を行った場合(府社協の同意を得て行う)
 - ・包括からつないだ法テラスと対応
 - ・本人から意思確認を行い、今後の費用の払い出しを実施した。
 - ・ケースに応じて事務局長と検討する。
 - ・後見候補者(司法書士)とも相談し、支払の範囲を限定して実施(本人の入院費、入院にかかる洗濯代やおむつ代で請求書が発行され、銀行振込可能なもの)

(2)福祉サービス利用援助契約による支援の範囲を超えるケース対応例

- ① 頻回での電話、事務所を立ち寄る利用者の話し相手(21)
- ② 利用者の通院の付添(8)
- ③ 利用者の入院生活の支援(洗濯物や日用品等の届出、見舞い等)(9)
- ④ 利用者の成年後見制度利用申立・医師の診断の付添(12)
- ⑤ 利用者家族で、契約外の世帯員の生活支援(9)
- ⑥ 利用者家族死亡時の手続支援(10)
- ⑦ 施設や病院等への現金預かり・金銭管理の依頼(10)
- ⑧ 逮捕された利用者との接見(5)

⑨ その他(10)

- ・相続財産管理人の選任申し立て手続き。
- ・夫からのDVを訴える妻(利用者)からのSOSを受け、妻の実家に送り届けた。
- ・成年後見制度移行にともなう家庭裁判所での面談の付添い。
- ・利用者の子どもの進路相談及び生活福祉資金(教育支援資金)等利用による進学の実現。
- ・前夫と裁判中だった知的障害をもつ利用者の弁護士との連携。
- ・転居時の引っ越し準備(主にヘルパー対応してもらえたが、支援時に細々したことを出来る範囲で行った。
- ・施設入居の為の必要物品の購入(施設入所について他の協力機関がなかった)
- ・家電の見積もり、購入(予算内での交渉が必要な場合)
- ・債務整理の相談同行
- ・葬祭における手続き(妻認知症で意思決定することが難しいために確認しながらの葬祭準備)
- ・葬儀の手配から最終まで
- ・成年後見制度に移行した方が施設死亡したが、後見人が直ぐに対応できなかったため(障害のある家族(子)に同行してご遺体の引き取りを行い、葬儀の段取りの相談に乗り協力した)
- ・利用者自宅転居時、掃除
- ・本人の携帯解約付き添い、利用者家族死亡時、携帯解約付き添い
- ・難聴の利用者に対して、業者とのやり取り(NTT・クリーニング店・保険会社等)
(本人が横にいてくださる状態で、本人の意思を確認しながら通訳)
- ・入院中病院からの要請で、親族の代わりに病室に付き添い、泊まったこともある。
- ・近隣に迷惑をかけないために利用者宅の草刈り、剪定、防犯対応
- ・買い取り業者(バイク)との仲介
- ・意思疎通が不可能な方の入院費の支払い、保険証の預かり(家族から社協に郵送)
- ・買い物不得手な方に毎週1回、買い物の同行を行った。
- ・夜間、休日の安否確認。警察への参考人聴取。遠方での手続き(軽自動車検査協会で廃車手続き)
- ・身寄りのない方の遠方での支援(施設、病院)

(3)利用者への居住支援の状況

- ①家賃滞納の解消に向けた支援(13)
- ②不動産屋との家賃の支払方法調整(16)
- ③賃貸契約にあたり、社協が緊急連絡先となること了承(5)
- ④居住先を「新たに確保する」ための関係機関、不動産屋等と支援調整(8)
- ⑤その他
 - ・新たに不動産業者から依頼された火災保険加入についての調整
 - ・旧家屋からの荷物搬出、処分、清掃など(4)

(4)遺留金品の取扱いについて(預りサービス利用者死亡で、受取人不存在・受取拒否等の場合)

- ①保管している。(11)
- ②保管していたことがあるが、現在は問題が解消されている。(4)
- ③問題となったことがない。(保管していない)(11)

【2】福祉サービス利用援助事業専門員対象令和2年度調査(抜粋)

○スマホ決済、ネットバンキング等のキャッシュレス化への対応

▼具体的に課題となっている事例

- ・ スマホ決済で、知らない間に口座振替となり、通帳の残高不足により家賃等支払いができなかった。
- ・ かんたん決済やネット注文で購入をしてしまう
- ・ リミット制限は自分で簡単に解除できる
- ・ 携帯電話という連絡手段で必ず必要なものなので、引き落としさせず利用停止に持っていくのは難しいので、引き落とし額を残す。手持ち金がなくなるので、携帯で購入する。という悪循環に陥る。
- ・ 把握が難しく、自身もお金を使ったという感覚がない。
- ・ 利用者と相談してキャッシュレス決済での買い物はしないと決めたが、このケースが増加する。
- ・ スマホ決済を行える利用者の対応方法に苦慮し、支援手段の確立に時間を要した。
- ・ クレジット等で物品購入で、生活費として割り出した金額以上の買い物をされる場合があるので限界。
- ・ 今後ネットバンキングしか持っていない利用者の場合、入出金をどう行うのかなど不明点が多い。
- ・ 「ポイントがつく」とスマホ決済を利用されているが、使い過ぎることがある。(上限設定が安易に可能)
- ・ 契約なしに携帯利用料金と一緒にコンテンツ等の購入料金が引き落とされる収納代行のサービスある。
- ・ 予算外での支出となるため、余裕のない方の支援の場合 家計が破綻する。
- ・ 一カ月の生活費として考えて支援しているが、スマホ決済の部分は把握しにくいいため、難しい。
- ・ 現金収入があった際に、こちらが把握するより先に電子マネーに入金される利用者がいた。
- ・ 現金がなくても購入できるので、借金が増えてしまった。
- ・ ネットバンキングの入出金のアドバイにとどまり、最終本人が自由にされるので、資産を守ることができなかった。
- ・ 理解不足、正当かの判断に困る
- ・ スマホ決済(ポイントや割引があるので利用しがち)を利用されると支援できない
- ・ スマホ決済、ネットバンキングは、利用者さん自身に利用しないように促しても受け入れてもらえない。根気強く話をしていくほかないかとは思いますが支援が難しい。
- ・ ネットバンキングで購入し、携帯電話に上乗せで利用料の請求があった。

▼支援を行う上での工夫・成果、課題

- ・ 携帯ショップに行き、かんたん決済の手続きの停止をした。
- ・ 毎回、状況を確認した。
- ・ オンラインショップの会員を解約してもらう。
- ・ 事業全体に影響する。利用者の変化、社会の変化に本事業のあり方や支援の方法も変化させる必要
- ・ 契約時、上記内容の契約把握と現金支援ができるよう、事前に説明をして承諾を得る。
- ・ プリペイド型電子マネーを現金で購入し、その範囲だけで使用してもらうなど。
- ・ 紙ベースの書類(通帳含む)の考え方の整理が必要
- ・ 買い物のポイントカードの資産価値も検討課題
- ・ 翌月の支援でスマホ決済分の金額差し引いてお渡しする。

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会報告書

令和5年3月31日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 ハートピア京都 5階
TEL(075)252-2151 FAX(075)252-6310 <https://www.kyoshakyo.or.jp/>
